

資格区分間の 共通・選択申請項目等の整理について

資格区分間の共通・選択申請項目等の整理について

現状

- 昨年度の検討において取りまとめた物品・役務等の共通・選択申請項目等と今年度検討を行った建設工事及び測量・建設コンサルタント等の共通・選択申請項目等を比較すると、資格区分間で複数の差異が生じている。
- これらの差異の中には、主に以下の2つが混在していると考えられる。
 - 法令や業務内容の性質から生じている制度上必要と考えられる差異
例 建設業許可や経営事項審査に係る項目等(建設工事にのみ必要なもの)、技術者資格(資格区分ごとに確認すべき資格が異なるもの)
 - 共通・選択申請項目等の整理過程や運用の違い等から生じており、制度上必ずしも必要ではない差異
例 物品・役務等のみ、「入札契約事務担当者」の項目が設定されていないこと
物品・役務等と測量・建設コンサルタント等で「営業年数」の考え方方が異なっていること
- その結果、事業者及び地方公共団体において、以下のような課題が生じていると考えられる。
 - ・ 同様の趣旨で設定された情報であっても、資格区分ごとに取扱いが異なる場合や、他の区分では求めている基本的な情報が申請項目等として設定されていない場合があり、複数の資格区分に申請する事業者にとって分かりにくく、確認の手間等の事務負担が増加する。
 - ・ 地方公共団体においても、類似した内容を複数回審査する必要が生じるなど、審査の事務負担が増加する。

論点

- 特に、市町村においては、全ての資格区分を同一部署において、同一時期に、同一のシステムで受け付けている場合が多く、こうした実態を踏まえると、事業者の基本的な情報については、資格区分を超えて共通的に取り扱うことが望ましいと考えられるか。
- これを踏まえると、現在生じている差異について、法令や業務内容等に照らし、制度上必要な差異であるかどうかを改めて整理した上で、必要でないと考えられる差異については、資格区分間で申請項目等の整理・統一を検討する必要があるか。
- また、差異を残す場合についても、その理由や位置付けを明確に整理しておく必要があるか。
- これらについては、将来、共通システムのデータ要件等の具体的な検討に入る前提として整理しておく必要があると考えられることから、来年度の項目・申請方法等検討部会※において、検討することが考えられるか。

※ 物品・役務等、建設工事、測量・建設コンサルタント等の全ての実務担当者から意見を伺う必要がある。